



平成 25 年 5 月 17 日

各 位

会 社 名 ヤ フ ー 株 式 会 社
代表者の役職氏名 代表取締役社長 宮坂 学
(コード番号 4689 東証第一部・JASDAQ)
問 い 合 わ せ 先 最高財務責任者 大矢 俊樹
電 話 0 3 - 6 4 4 0 - 6 1 7 0

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 5 月 17 日開催の取締役会において、平成 25 年 6 月 20 日開催予定の第 18 回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

(1) 当社および当社の完全子会社の事業の現状に即し、事業内容の明確化を図るとともに、事業内容の多様化や法令改正に対応するため、当社の事業目的について、追加および変更を行うものがあります。(変更案第 2 条第 10 号以下)

(2) 売買単位を 100 株に統一することを目標として全国証券取引所が公表している「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、当社は、平成 25 年 10 月 1 日を効力発生日として、1 株を 100 株に分割する株式分割および 1 単元を 100 株とする単元株制度の採用を行います。それに伴い、以下の変更を行うものであります。

発行可能株式総数を増加させるため、現行定款第 6 条を変更するものであります。

1 単元を 100 株とする単元株制度を導入するため、第 7 条(単元株式数)を新設するものであります。

単元株制度の導入に伴い、議決権を有しない単元未満株主の権利を定めるため、第 8 条(単元未満株式についての権利)および第 9 条(単元未満株式の買増し)を新設するものであります。

第 7 条～第 9 条の新設に伴い、以後の条数の繰下げを行うものであります。

～ の定款変更の効力発生日は平成 25 年 10 月 1 日とし、その旨を定めるため、附則第 1 条を設けるものであります。

2. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日 平成 25 年 6 月 20 日(木曜日)

定款変更の効力発生日

・第 2 条に関する効力発生日 平成 25 年 6 月 20 日(木曜日)

・第 6 条から第 9 条の変更、およびそれに伴う条数の変更ならびに附則の効力発生日
平成 25 年 10 月 1 日(火曜日)

3. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部分は変更箇所)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(目的) 第2条 当社は、つぎの事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ~9. (省 略) (新 設)</p> <p>10. ~20. (省 略) (新 設)</p> <p>21. (省 略)</p> <p>22. 労働者派遣事業 (新 設) (新 設)</p> <p>23. 学習塾の経営 (新 設) (新 設)</p> <p>24. ~28. (省 略)</p> <p>29. 割賦販売法による前払式特定取引業および割賦購入斡旋業における商品の売買等に関する一切の業務</p> <p>30. (省 略)</p> <p>31. 金融商品取引業 (新 設)</p> <p>32. ~34. (省 略)</p> <p>35. 前払式証券の規制等に関する法律の前払式証券の発行および販売業</p> <p>36. ~40. (省 略) (新 設)</p>	<p>(目的) 第2条 当社は、つぎの事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. ~9. (現行どおり)</p> <p>10. <u>放送業、印刷業、翻訳業、映像・音響著作物の制作および販売業</u></p> <p>11. ~21. (現行どおり)</p> <p>22. <u>映画、コンサート、演劇、スポーツ、イベント等の各種催物チケットの販売</u></p> <p>23. (現行どおり)</p> <p>24. <u>労働者派遣事業、職業紹介事業ならびに人材の職業適性能力開発のための研修、指導および教育事業</u></p> <p>25. <u>病院外における介護および看護に関する事業</u></p> <p>26. <u>健康測定、運動指導、保健指導、栄養指導、心理相談等の業務</u></p> <p>27. <u>医療、介護、保育、教育、レジャーおよびスポーツに関連する施設、飲食店ならびに学習塾の経営</u></p> <p>28. 旅館業</p> <p>29. <u>地域開発および都市開発事業ならびにこれらに関する請負、企画、設計および監理</u></p> <p>30. ~34. (現行どおり)</p> <p>35. <u>割賦販売法による前払式特定取引および信用購入あっせんに関する一切の業務</u></p> <p>36. (現行どおり)</p> <p>37. <u>第一種金融商品取引業</u></p> <p>38. <u>第二種金融商品取引業</u></p> <p>39. ~41. (現行どおり)</p> <p>42. <u>資金決済に関する法律による前払式支払手段の発行および資金移動業に関する一切の業務</u></p> <p>43. ~47. (現行どおり)</p> <p>48. <u>温室効果ガス排出権の売買</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>41. ~ 46. (省 略) (新 設) (新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>49. ~ 54. (現行どおり)</p> <p>55. 古物売買業</p> <p>56. <u>次の商品ならびにその部品および原料に関する貿易業、売買業、問屋業、代理業および仲立業</u> (1) 医療用具その他の各種機械器具 (2) 車輛および船舶 (3) 薬品(医薬品、医薬部外品、動物用医薬品を含む)および化粧品 (4) 食料、飲料、酒類、飼料 (5) 雑貨類</p> <p>57. <u>前号に掲げる商品に関連する開発、製造加工業</u></p> <p>58. <u>車輛、事務用機器、医療用具、その他機器類のリース業、レンタル業および修理業</u></p> <p>59. <u>発電事業および電気、蒸気その他エネルギーの供給に関する事業</u></p> <p>60. <u>植林、伐採その他の山林業、製材業、木材加工業</u></p> <p>61. <u>農産物の栽培、水産物の採捕および養殖ならびに牧畜業</u></p> <p>62. <u>電話その他の通信手段を用いたコンタクトセンターの企画、設計、構築、運用ならびにコンサルティング</u></p> <p>63. <u>前各号の業務およびこれらに付帯または関連する一切の業務を営む会社ならびにこれらに相当する業務を営む外国会社の株式または持分を取得・所有することにより当該会社の事業活動を支配・管理すること</u></p>
<p>47. (省 略)</p> <p>第3条~第5条 (省 略)</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>241,600,000株</u>とする。</p> <p>(新 設)</p>	<p>64. (現行どおり)</p> <p>第3条~第5条 (現行どおり)</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、<u>24,160,000,000株</u>とする。</p> <p>(<u>単元株式数</u>)</p> <p>第7条 当社の単元株式数は、<u>100株</u>とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(新 設)</p>	<p><u>(单元未満株式についての権利)</u> <u>第 8 条 当会社の株主は、その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u> <u>1. 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利</u> <u>2. 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利</u> <u>3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u> <u>4. 次条に定める請求をする権利</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(单元未満株式の買増し)</u> <u>第 9 条 当会社の株主は、株式取扱規則に定めるところにより、その有する单元未満株式の数と併せて单元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</u></p>
<p>第 7 条 ~ 第 37 条 (省 略)</p>	<p>第 10 条 ~ 第 40 条 (現行どおり)</p>
<p>(新 設)</p>	<p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p><u>第 1 条 第 6 条の変更、第 7 条乃至第 9 条の新設、およびそれに伴う条数の変更の効力発生日は、平成 25 年 10 月 1 日とする。</u> <u>2 本附則は、前項の効力発生日をもって削除するものとする。</u></p>

以 上